

# 加須市生涯学習推進会議設置規則

平成30年4月24日

教委規則第2号

## (設置)

第1条 本市における生涯学習の基本施策について協議するため、加須市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の基本施策に関すること。
- (2) 生涯学習事業の推進に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の調査及び総合調整に関すること。
- (4) 生涯学習の奨励普及に関すること。
- (5) 生涯学習の推進体制に関すること。
- (6) その他生涯学習の推進に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 教育委員会が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庁内推進会議)

第7条 推進会議に付議すべき事案について調査研究するため、庁内推進会議を置くことができる。

(会議録)

第8条 会長は、推進会議の議事について会議録を作成するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が推進会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年5月1日から施行する。

(加須市社会教育委員会議規則の廃止)

2 加須市社会教育委員会議規則(平成22年加須市教育委員会規則第25号)は、廃止する。

(施行期日)

3 この規則は、令和元年5月1日から施行する。